

## プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討について

## 1. 背景

平成12年度から施行されたプラスチック製容器包装に係る再商品化に関しては、平成18年2月の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」において、指定法人の再商品化手法における材料リサイクルの優先的な取扱いの在り方も含め、環境負荷の低減効果等の技術的な観点から、今後検討を進めるべきである旨の指摘がなされたところ。

また、平成18年2月の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について（意見具申）」において、材料リサイクルで得られる再商品化製品について一定レベル以上の品質を確保するため、再商品化製品の品質基準を導入することが有効であるとされたところ。

これらを受け、平成20年度以降において、再商品化製品の品質、環境負荷等の観点からより適切な再商品化の実施を確保することが必要。

## 2. 検討事項

上記の状況を踏まえ、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法（材料リサイクル・ケミカルリサイクル）に関して、以下の事項について検討を行う。

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の基本的考え方

再商品化手法毎の再商品化製品の品質、資源の有効利用に対する効果及び環境負荷に関する評価

プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集区分等の在り方

## 3. 検討体制

- ・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会
  - ・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会
- を設置し、合同で検討を行う。

## 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成 19 年 2 月 2 日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律におけるプラスチック製容器包装に係る再商品化手法(材料リサイクル・ケミカルリサイクル)に関する以下の事項について検討を行う。
  - ・プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の基本的考え方
  - ・再商品化手法ごとの再商品化製品の品質、資源の有効利用に対する効果及び環境負荷に関する評価
  - ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集区分等の在り方
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。